

善年

第15号
発行

社会福祉法人
愛徳福祉会
大阪市東住吉区山坂
5丁目11番21号
TEL06-6699-8731
FAX06-6699-8134

皆様の投稿を
お待ちしております。

年頭所感

12年1月4日(火) 仕事始めの午前9時より大調練室にて職員一同を集め梶浦理事長、大下園長より新年にあたっての訓話等が行われた。(要旨は次の通りです)

理事長 梶浦 一郎



新年明けましておめでとうございませう。皆様方にはお元気で明るく、お正月をお迎えの事とお慶び申し上げます。二〇〇〇年の幕開けには、色々な問題が予測されていきましたが、何も大過なく無事に迎える事が出来ました。昨年あるいは一昨年と振り返りますと常識では考えられないような悲惨な事件が起こりましたが、これがどのような原因で起こったのかは種々様々云われていますが、これも戦

後社会の歪の大きな特長だと言えるでしょう。一九〇〇年代には第一次・第二次世界対戦が勃発し、大変な戦争の時代でありました。そして、本年二〇〇〇年を迎えることが出来、何とか平和な時代になって欲しいと願わずにはおられません。このような世の中の動きとは別に、当園では大下園長を始め皆様方のご努力によりまして昨年、一昨年と大過なく過す事が出来ましたが、これで満足だという事ではありません。次々と問題が出て来ております。本年度は、方針を変えまして、大下園長から抱負とか方針を後程お話をさせて頂きたいと思っております。

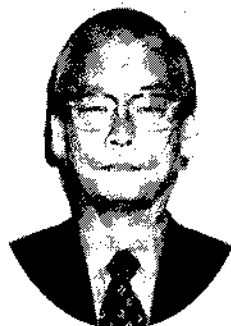
と切に希望して止みません。医療のビッグバーンも終わったかと思うのですが、4月頃に又問題が起こるかもしれません。やがて今度は、3、4年の間に福祉の方でもビッグバーンが起こるだろうと言われています。表面的には平穏な日々が過ぎておりますが、世の中の動きは目まぐるしく、充分それについていけるか、あるいはそれにどう対応出来るかが大切になってきます。このような大きな動き、あるいは方針等についても、大下園長の方から話があるかもしれません。私が思いますには、このような動きの中で対応していくには、まず当園内で色々な問題を起こしたり、各部署間で対立をしているような時間は無いと思っております。特に上に立つ人達(指導する人達)は相手の立場を理解し、園の中をきつちりと纏めて和気あいあいと仕事を進めていかなければ、世の中の動きに付いていけないのではないかと思います。

今年1月から原田拓先生が阪大に帰られ、他病院に勤務されておられ、非常に優秀な、即、戦力となられる松山元昭先生が赴任されましたので期待している次第です。近々大下園長より各職場にご紹介があると思っております。よろしくお願い致します。

今の中、何が起るか分かりません。どうか油断しないで、

各々が自分の持ち場で頑張って頂くことをお願いして新年の挨拶といたします。

園長 大下 舜治



このような状況です。いままで以上に創意工夫して対応する必要があります。そのためには職員の皆様の一層の協力をお願いいたします。

厚生省は、平成8年に「障害者プラン」を発表しました。その中で私達の施設に関係がある事業としては、重症心身障害児・者通所訓練事業、障害児・者地域療育等拠点事業と障害児・者地域療育等支援事業があります。

まず最初の重症心身障害児・者通所訓練事業は、A型とB型とがあります。A型は、大型で独立した施設が必要であり、1日の利用者が15名以上となっています。B型は規模が小さく、独立した施設も必要なく、日々の利用者が5名となっています。大阪府においては、A型施設として「三明苑」があり、B型施設として「淀川暖気の苑」が平成10年に開設されました。私達も昨年10月にB型を開設し、愛称を「なでしこ」としました。この新規事業においては、5名の重症心身障害者の療育を行うために十分な予算が付いているわけではございません。ですから、足りない所は、現在いる皆様のご協力を得なければやって行けません。このような状態です。これ以上以上に皆様に負担をかけるかも知れませんが、力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

もう一つの事業である障害児・者地域療育等拠点事業は、都道府県あるいは指定都市に一施設となつております。大阪府においては、大阪市立更正療育センターが行なうと思っております。ですから園としては、支援事業を行なわなくてはならないかも知れません。しかし、この支援事業も十分な費用が認められるわけではなく、園にと



っては持ち出しの事業になると思われます。収支ばかり計算して得になる事業しか行なわないでいると、これから新規事業の認可が受けられなくなるかも知れないと忠告してくれる人もあり悩んでいる所です。

ボランティア活動報告

平成11年1月、12月

毎年ながら、本園、あさしお園、ゆうなぎ園で、ボランティアの方々にはいろいろお世話になっております。長年携わって頂いている方、新しい方々に職員一同心から感謝し、厚く御礼を申し上げます。

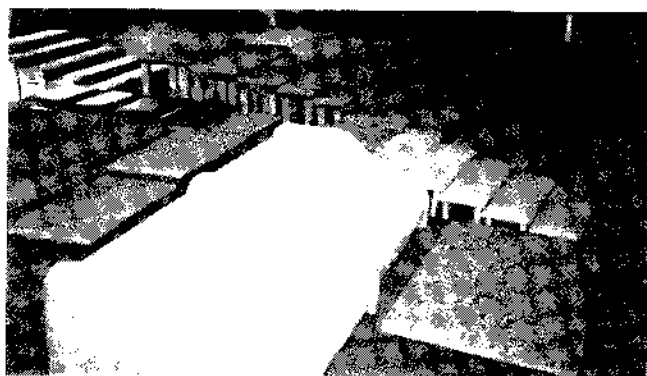
本園

- ▼鶴ヶ丘駅構内2カ所のバギー置場の整理、整頓、清掃を月1回
《南田辺地区民生、児童委員協議会婦人部のみなさん》
- ▼病棟シーツ交換を
毎週火曜日午前中
《近隣の方々、ボランティア、ビュロー紹介の方々》
- ▼遊具等の張替
11年2月14日(日)
日曜日の早朝より、大阪府家具工業組合青年部有志の方々(代表・吉川さん)による遊具等の張替(写真参照)をして頂き、新品同様になった。



マジックショー

- ▼北病棟工作クラブのお手伝いを
金曜日午後6時~7時
《北島さん 平成11年6月》
- ▼夏休み期間中
《7月26日、8月27日》
学童、中高生OBの勉強、遊び相手として
《大阪ボランティア協会、サマーボランティア計画、計24名延べ112名》
- ▼夏休み期間中
《7月27日、7月30日》
通園部ボランティア
《片山さん》
- ▼病棟夏祭り(8月6日)
風船マジックショー
《廣安芳明さん》
- ▼風船マジックショー
北病棟 (8月24日)
2階病棟(8月26日)
《廣安芳明さん》
- ▼二階病棟運動クラブや子供達との交流を
金曜日午後6時~7時
《松尾さん 平成11年10月》
通園部お誕生会、音楽演奏(10月・12月)
《森田さん他の皆さん》
- ▼病棟横シーツ・食事用エプロン・車椅子用股ベルトの縫製
《東住吉区ボランティアビュローのご紹介の近隣の皆様》



大阪府家具工業組合青年部の方々により張替えられた遊具等

あさしお園

- ▼もちつき大会 1月30日
《夕風、田中町会11名》
- ▼夏祭り 7月24日
《常磐会短期大学10名、南海福祉専門学校2名、浪速短期大学1名、阪奈中央リハビリテーション学院9名、清恵会第二医療専門学校2名、府立看護大学医療技術短期大学部4名、計28名》
- ▼運動会 10月24日
《常磐会短期大学1名、浪速短期大学1名、阪奈中央リハビリテーション学院1名、計3名》
- ▼生活発表会 12月11日
《城南女子短期大学2名》
- ▼保育介助要員として、夏季期間中心に《計12名》
- ▼両親教室
《延べ91名》

ゆうなぎ園

- ▼親子の集い 6月6日
《神戸総合医療介護福祉専門学校3名、神戸医療福祉専門学校1名》
- ▼合宿 9月4日~5日
《神戸医療福祉専門学校5名》
- ▼クリスマス 12月10日
《社会人1名》
- ▼生活発表会 12月19日
《神戸医療福祉専門学校1名、大阪教育福祉専門学校1名、社会人2名》



あさしお園ゆうなぎ園合同によるもちつき大会が、町内会の皆様のご協力により開催されました

園児に寄せられた温かいご支援を心から感謝いたします

平成11年1月、12月(順不同、敬称略)

本園

- ▼東住吉遊技業組合▼東住吉区民生委員児童委員会▼大阪樹脂工業(株)▼南田辺民生委員会▼日進交通(株)▼南田辺小学校PTA▼田辺中学校▼田辺中学校PTA▼南アライ▼林自動車湯本ハイランドホテルふじ▼(株)新田商事▼(有)ミナミ自動車ガラス住吉営業所▼弘中商会▼福田オート▼野見山パーティー▼池本装飾▼今村信幸▼寺西幸子▼細井雅之▼広江惇朗

あさしお園

- ▼港区遊技業組合▼港区善意銀行▼田上真喜男▼民生委員・児童委員連盟港支部▼あさしお園父母会
- ▼寄附品
▼大阪市信杉の子会▼大阪交通局協力会▼キリンビール(株)▼大阪府玩具人形問屋協同組合連合会▼日本魚肉ソーセージ協会▼鳥取中央農業協同組合▼大阪近鉄パファローズ▼中村紀洋選手▼山梨県経済事業農業協同組合連合会▼赤尾英子▼日本出版クラブ▼読書のめぐみ運動推進本部▼大阪農業青年クラブ▼川村義肢(株)

ゆうなぎ園

- ▼寄附金
▼港区遊技業組合▼港区善意銀行▼民生委員・児童委員連盟港支部
- ▼寄贈品
▼大阪市交通局協力会▼池本さみ子▼えり佳▼ゆかり▼大阪府玩具人形問屋協同組合連合会▼キリンビール(株)▼日本魚肉ソーセージ協会▼大阪近鉄パファローズ▼中村紀洋選手▼鳥取中央農業協同組合▼大日本プロレスリング興業(株)▼山梨県経済事業農業協同組合連合会▼西尾清太郎▼多加子▼日本出版クラブ▼読書のめぐみ運動推進本部▼大阪農業青年クラブ▼(株)スターコーポレーション▼第35回日販よい本いっぱい文庫

- ▼読売新聞大阪本社▼創味食品工業(株)▼キリンビール(株)▼大阪府玩具・人形問屋協同組合連合会▼(株)日本魚肉ソーセージ協会▼大阪近鉄パファローズ▼鳥取中央農業協同組合▼山梨県経済事業農業協同組合連合会▼(有)サカイエンタープライズ▼南田辺小学校▼木下サーカス(株)▼東住吉花嵐ととも地域福祉を育てる会▼大阪農業青年クラブ▼(株)スターコーポレーション▼(株)日本出版クラブ▼川村義肢(株)▼丸八真綿オクトデザイン研究所▼南田辺民生委員会▼日本児童図書出版協会▼(株)エイテックス▼金田恒旭▼池本さみ子▼窪田清一▼南光仁子▼古谷義信▼阪本好美▼石川静枝▼浜岡英明▼林勇治▼川西秀乃▼江川道晴

学会発表

平成11年1月～12月

本園

〔診療部〕

★平成11年4月8日～11日

第72回日本整形外科学会

学術集会(横浜)

「Scapulohumeral rhythm

に関する新しい知見」

―動作のスピードと

リズムの関係―

原田 拓

★平成11年5月19日・20日

第94回中部日本整形災害外科

学術集会(京都)

「術中所見と比較した腱板不全

断裂のMRI所見」

原田 拓

★平成11年5月20日～22日

第36回日本リハビリテーション

医学会(鹿児島)

「Scapulohumeral rhythm

に関する新しい知見」

―動作のスピードと

リズムの関係―

原田 拓

★平成11年5月22日・23日

第37回日本小児歯科学会大会

および総会(大阪)

リレー講演「コ・デンタル、

今ここがポイント」

―21世紀の小児歯科保健

への課題として―

障害児、どう衛生士として

対応しているか?

米花佳代子

★平成11年8月26日～28日

第14回リハ工学カンファレンス

(金沢市)

「マルチメディアを利用した

シンボルコミュニケーション用

学習支援システム」

広川律子

★平成11年10月7日・8日

第14回日本整形外科学会

基礎学術集会(奈良)

「負荷がScapulohumeral

rhythmに与える影響について」

原田 拓

★平成11年10月23日・24日

第16回日本障害者歯科学会総会

および学術大会(徳島)

「障害児のコミュニケーション

を考える」

―ノンバーバルの児に

対するアプローチ―

中原亜紀子

「肢体不自由児者の

長期にわたる口腔管理」

―通園施設在園時から

15年間の経過―

堀 雅彦

★平成11年10月27日～30日

1999アジア肩関節学会

(インドネシア)

「Comparison between MRI

and Operative Findings

of Partial-Thickness

Cuff Tears」

原田 拓

★平成11年11月18日・19日

第26回日本肩関節学会(大宮)

「術中所見と比較した腱板不全

断裂のMRI所見」

「Scapulohumeral rhythm

に関する新しい知見」

原田 拓

★平成11年10月14日・15日

「発達障害領域の

作業療法士からの提案

―府下の作業療法の

拡大に向けて―」

茂原直子

★平成11年10月14日・15日

第44回全国肢体不自由児

療育研究大会(青森市)

「当園における病棟保育」

―子供の成長・発達にあわ

せた保育のねらいと実践―

小野あずさ・野津順子

★平成11年11月11日・12日

東海・北陸・近畿ブロック

肢体不自由児施設

医療・看護部会(福井市)

「痙直型脳性麻痺児に対する

手術前後の看護」

清岡エリ子・釜島美智代

★平成11年2月6日

第8回近肢連療育研究大会

「覚醒レベルの低い子供への

理学療法に対する一考察」

米津 亮

「弱視を伴う

脳性麻痺児の遊びの展開」

須貝京子

★平成11年2月28日

第10回大阪府理学療法士学会

「成人脳性麻痺者に対する

アプローチの経験」

榎勢直彦

★平成11年6月16日～18日

日本作業療法学会

「更衣に必要な手の操作

―痙直型両麻痺児

2症例を通して―」

斉藤恭子・原 義晴

「知的障害を伴う脳性麻痺児の

道具操作獲得過程」

黒澤淳二・他

★平成11年9月12日

大阪府作業療法学会

「成人脳性麻痺者への入浴援助

―現実場面に即した

援助方法の検討―」

農端弥生

★平成11年10月14日・15日

「発達障害領域の

作業療法士からの提案

―府下の作業療法の

拡大に向けて―」

茂原直子

第44回全国肢体不自由児

療育研究大会(青森市)

「乳児の保育」

水野紀代・相磯清美

★平成11年10月14日・15日

第44回全国肢体不自由児

療育研究大会(青森市)

「痙直型四肢麻痺児に対する

スプーン操作獲得に向けて

の作業療法の展開」

橋本留美子

★平成11年11月7日

近畿作業療法学会

「更衣動作の改善を目指した

グループOTの試み」

鈴木あかね

★平成11年11月21日

近畿理学療法学会

「下肢筋群延長術後の

痙直型両麻痺児の理学療法

―生活の質の維持を

目的とした長期経過―」

阿部美和

★平成11年11月21日

「作業療法ジャーナル22巻1号

「著操作に必要な

手のマニピュレーション」

斉藤恭子

★作業療法ジャーナル22巻2号

「ワイリウム症候群の

神経発達学的分析と治療」

茂原直子

★平成11年10月14日・15日

「発達障害領域の

作業療法士からの提案

―府下の作業療法の

拡大に向けて―」

茂原直子

★平成11年10月14日・15日

「発達障害領域の

作業療法士からの提案

―府下の作業療法の

拡大に向けて―」

茂原直子

★平成11年10月14日・15日

「発達障害領域の

作業療法士からの提案

―府下の作業療法の

拡大に向けて―」

茂原直子

ゆうなぎ園

★平成11年7月21日

全国難聴幼児通園施設

職員研修会

「ゆうなぎ園の

人工内耳装用児症例」

藤田昭子

★平成11年8月20日

ろう教育科学会

「手指サインを取り入れた高度

難聴児の言語発達について」

下司美奈

★平成11年9月8日

近畿盲ろう難聴児施設協議会

「手指サインを取り入れた高度

難聴児の言語発達について」

下司美奈

★平成11年9月8日

職員研修会

「手指サインを取り入れた高度

難聴児の言語発達について」

下司美奈

★平成11年9月8日

職員研修会

「手指サインを取り入れた高度

難聴児の言語発達について」

下司美奈

★平成11年9月8日

職員研修会

「手指サインを取り入れた高度

難聴児の言語発達について」

下司美奈

★平成11年9月8日

職員研修会

「手指サインを取り入れた高度

難聴児の言語発達について」

下司美奈

★平成11年9月8日

職員研修会

「手指サインを取り入れた高度

難聴児の言語発達について」

下司美奈

★平成11年9月8日

職員研修会

「手指サインを取り入れた高度

難聴児の言語発達について」

下司美奈

★平成11年9月8日

職員研修会

「手指サインを取り入れた高度

難聴児の言語発達について」

下司美奈

大阪三施設親善
ソフトボール大会

第23回大会は、南大阪療育園の
当番で、11月20日(土)12時30分より
大阪市長池運動場にて晴天の下、
実施した。

対大手前戦は、序盤に5点を先
取られ苦しい立ち上がりとなった
が、中盤で一気に逆転し、堅い守
りで逃げ切った。決勝戦となった
対大阪整肢戦は、最初から最後まで
相手ベースで為す術もなく完敗
した。結果は次のとおり。

- 大阪整 9―8 大手前
- 南大阪 10―6 大手前
- 大阪整 16―2 南大阪

〔順位〕

- 優勝 大阪整肢学院
- 準優勝 南大阪療育園
- 3位 大手前整肢学園

海外研修報告

『クイーンズランド大学 (オーストラリア) 小児理学療法修士課程に学んで』

理学療法士 藪中良彦

平成11年2月1日より12月24日まで11ヶ月間、ロータリークラブの国際親善奨学生として、オーストラリアのクイーンズランド大学健康科学学部理学療法学科小児理学療法修士課程で海外研修をさせて頂きました。以下、クイーンズランド大学小児理学療法修士課程及びオーストラリアにおける脳性麻痺児・者のケアについて報告させて頂きます。

I. クイーンズランド大学 小児理学療法修士課程

この修士課程は研究中心の課程ではなく、講義と臨床実習と研究がバランス良く配分されている1年間の修士課程でした。講義では、小児理学療法に関する世界の最新の考え方や知識を得る事ができました。臨床実習では、海外で行われている理学療法治療を見学すると共に、実際に自分で担当児を治療できるとも良い経験を持つ事ができました。また、研究では、研究計画の建て方・測定方法・研究のまとめ方を学ぶ事ができました。医療・福祉への政府予算が削られようとしている日本において、障害を持った子供たちの療育の質を高めるためには、私達が日々

今までの既存の理論と比較しながら、最近小児理学療法で主流になっているモーターコントロール理論について学びました。

5. 小児理学療法実習 (A)

ブリスベンのロイヤル・チルドレンズ・ホスピタルで、1週間臨床実習を行いました。呼吸器系の重度の障害を持つ子供が多い病院でした。行われている治療は、ほぼ日本と同じ治療でした。評価や学術レベルはオーストラリアの方がかなり進んでいます。ハンドリングは日本のPTの方が上手い様に感じました。

6. 小児理学療法実習 (B)

ボールを上手く受け取れなかったり、走り方が不安定であったり、知能的には問題がないのに字が書きにくかったりする「ぎこちない子」と呼ばれる子供の評価と治療を学びました。また、未熟児で生まれた子供の1ヶ月・4ヶ月・8ヶ月・1歳・2歳・4歳時の評価を行いました。ここで学んだ評価の方法は、脳性麻痺児の評価にも役立つと思います。

7. 小児理学療法実習 (C)

CP Leaguesというオーストラリアで脳性麻痺児・者を専門に治療している組織を見学し、そこで開かれた勉強会にも参加しました。また、シドニーで開かれた第3回オーストラリア小児理学療法学会に参加しました。小児の理学療法士だけで5日間の学会が開かれる事に驚きました。

8. 臨床研究法

9. 研究プロジェクト

姿勢の安定性と最大筋力とその持続時間を、「ぎこちない子供」と障害を持たない子供の間で比較して、研究論文を書きました。日本の雑誌に投稿予定です。

II. オーストラリアにおける脳性麻痺児・者のケア

オーストラリアにおける脳性麻痺児・者のケアは、主に CP Leagues という民間の非営利組織によって行われています。以前、Spastic Centreと呼ばれていた組織です。この組織は各州単位で組織され、その州内の総ての脳性麻痺児・者のケアの責任を担っています。以前は学校にPT・OT・STがいなかったため CP Leagues の職員が学校にも行っていましたが、今は州の教育省がセラピストを雇い学校を巡回させているので、CP Leagues の職員は学校に行く事は少なくなっています。

CP Leagues の仕事は、センターでの治療だけに限らず、訪問治療・家族のサポートサービス・成人のデイサービス・成人住居サー

ビス・成人雇用サービス・ソーシャルワーカーサービス・装具や器具などのテクノロジーサービス・ボランティアサービス・情報提供サービスなどがあります。収入の85%は政府からのお金ですが、年々政府からのお金は減っているようです。15%は、主に寄付金に頼っているようです。以前は、大きなセンターが1、2ヶ所あっただけですが、最近では小さなセンターをたくさん作り地域に密着したサービスを目指しているようです。今は、クイーンズランド州内の16ヶ所にセンターがあります。クイーンズランド州の CP Leagues では、子供のためのPTが約20名、成人のためのPTが約6名、働いています。それぞれのPTは、約120名から、130名の患者さんを担当しています。田舎では家庭訪問のために飛行機を使わなければならない所もあり、ケアが非常に難しい場合も多くあるようです。また、

小さなセンターではPTが1人だけの事が多く、他のPTに相談する機会も少なく、センターが大きかった時に比べて、働き出してから研修が難しくなっているようです。また、スポーツリハビリや徒手療法PTに比べて、小児のPTは給料が低い様で、小児のPTをやりたいと思う新人のPTが減り、CP Leagues ではスタッフに欠員があり、なかなか埋まらないようです。治療に関しては、家庭や学校など子供が実際に生活する場所での機能の改善に重点が置かれています。ソーシャルワーカーや心理療法士を含むチームアプローチが日本に比べて進んでいるように感じました。また、手術後などの特別な期間を除き、1人1人の子供に対する治療回数が多く取れないため、ホームプログラムや環境整備に重点が置かれていました。手術に関しては、骨切りの手術でも入院期間は1週間、術後のPT治療は家庭で行われています。

以上、クイーンズランド大学小児理学療法修士課程及びオーストラリアにおける脳性麻痺児・者のケアについて報告させて頂きました。

今回の海外研修は予想以上に大変でしたが、期待以上の知識と経験を得る事ができました。オーストラリアで学んだ知識を、南大阪療育園の皆さんにお伝えすると共に、南大阪療育園のより一層の発展のために役立たせため努力していこうと考えています。このように有意義な海外研修の機会を与えて下さった南大阪療育園の総ての職員の方々に感謝しながら、この報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

指導教官のクイーンズランド大学理学療法学部教授 Dr.Burns とともに卒業式のパーティにて



重症心身障害児(者) 通所訓練事業

「なでしこ」開所

平成11年10月に、大阪市重症心身障害児(者)通所訓練事業を開始しました。愛称も東住吉区の花にちなんで「なでしこ」と決まりました。

概ね18才以上の通所可能な常時介護を必要とする方を、一日5人程度来ていただけることになっていきます。在宅の重症心身障害の方々の福祉の増進に資することを目的に、当園の持つ療育サービスをフルに活かせればと考えています。現在の利用者は、18、22才の青春真っ最中の若者が6名。みなさんあさしお園や通園部のOBです。



幼なじみ3人はいつも仲よし

「なでしこ」が産声をあげたことで、幼い頃から青年期・壮年期へと続く道が一本に繋がったように思います。

開所して早や4ヶ月。あさしお園や通園部終了後、外来での治療を経て、再び当園で巡り合えた方々ですが、この間の保護者の努力と献身に頭が下がるばかりです。

小学生、中学生、高校生、そして青年期とそれぞれの時代を思う存分楽しみながら、当たり前の若者としての興味や生活を見つけ、今を生き生きと輝かされているのは、暖かくサポートされてこられたからこそと実感しています。

職員の方々が、休憩中等にちょっとした訪問されたり、ついでに立ち寄りていただいたりときにぎやかな毎日です。通園児や入園児、更にその保護者の皆様がいつ来てもいただいても良い様に、オープンでバリアフリーの「なでしこ」として今後も、よろしくお願いいたします。



油絵に挑戦

消防訓練の実施

平成11年度の自衛消防訓練及び研修会の実施に当り東住吉消防署のご協力を得ました事に感謝申し上げます。

★新人職員研修会にて4月2日(金)「防火の心得」
講師 東住吉消防署予防課

★園内研修会にて 8月7日(土) 防火についてビデオ研修
「地震の知識と対策」
防火対策委員会

本園

★第一回 5月10日(月)

☆夜間を想定した北病棟避難誘導、通報訓練
(参加職員28名・園児34名)
☆通園部同時に 避難誘導訓練(昼間)
(参加職員11名・園児21名)

☆放水訓練
(消防班)訓練部・看護部・通園部・診療部・小学校9名

★第二回 11月8日(月)

☆2階病棟避難誘導、通報訓練(昼間)
(参加職員26名・園児18名)
☆通園部同時に避難誘導訓練
(参加職員11名、実習生2名、園児17名)

☆防火訓練
(看護部・訓練部・通園部・診療部・事務部・小学校 平和興業19名)

東住吉消防署の係官立ち会いのもとで訓練し、終了後適切な助言と指導を受けた。

他に昨年度同様各部署に於いて月1回の防火訓練等を実施した。



夜間を想定した北病棟避難訓練

あさしお園・ゆうなぎ園

★第一回 6月4日午前10時

☆通報訓練、避難訓練、消火訓練、消火器の取り扱いの再確認
(参加者人員62名)

★第二回 10月4日午前10時

☆通報訓練、避難訓練、消火訓練、消火器の展示と実演
(参加者人員64名)

当園への出勤要請に応じて、港消防署より係官とともに到着後、訓練を進めた。消火器の展示には、子供達も興味深く見学していた。

昨年度の自衛消防組織の再編より各自意識を高めた有意義な訓練であった。



中規模施設整備

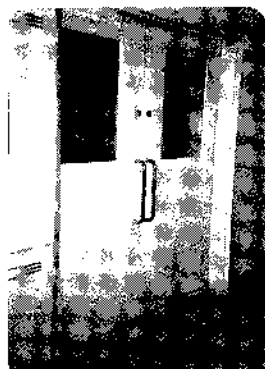
大阪市(民生局)より平成11年度民間社会福祉施設中規模施設整備費補助金の交付を受けて左記事業を平成11年10月に完了した。謹んで感謝の意を表します。

▼駐車場の門扉改良工事
駐車場が狭く、送迎車の駐車場を確保する為、観音開きから引戸式に改良し出入れも楽になった。(9月完了)



観音開きから引戸式に改良した

▼部屋の改造工事
窓枠をアルミサッシに変え、部屋の出入をストレッチャーター等がスムーズに出来るよう広くし、又内部で手洗等出来るよう給排水工事を実施した。(10月完了)



広くて軽くなった出入口

平成10年度 中央競馬馬主 社会福祉財団助成金

この度、大阪市民生局のご尽力により社団法人阪神馬主協会の助成金を受ける事ができ、13年、18年使用していた機器・装置等を更新し、日常生活及び衛生面に於て非常に有意義に活用させていただいています。ここに協力をお賜りました関係各位に対して謹んで感謝の意を表わします。

- 一、事業の内容
 - (1) 高圧蒸気滅菌装置の更新
 - (2) 食器消毒保管庫
 - (3) ガスレンジ
- (平成11年3月完了)



(1) 高圧蒸気滅菌装置(手術準備室)



(2) 食器消毒保管庫(厨房)



(3) ガスレンジ(厨房)

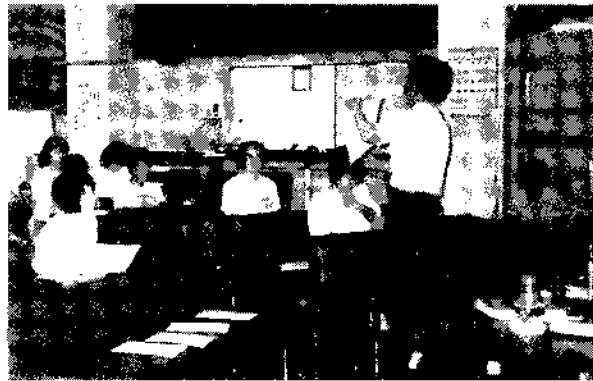
特別講演

福祉を取りまく現状と

今後の方向

—児童福祉法改正の改正と
社会福祉基礎構造改革—

講師 山縣文治先生



プロフィール

山縣 文治 (やまがた ふみはる)
1978年 大阪市立大学生活科学部社会福祉学科卒業
大阪市立大学大学院修士課程終了(学術修士)
大阪市立大学助手、講師を経て
1995年 大阪市立大学生活科学部人間福祉学科助教授
現在、大阪市立大学生活科学部助教授
主な著書
『子どもの虐待防止 最新報からの報告』(分担執筆/朱鷺書房)
『社会福祉援助技術演習』(分担執筆/川島書店)
『子どもの家庭施策の動向』(分担執筆/ミネルヴァ書房)
『社会福祉施設のとるべき道』(監訳/雄山閣)
『福祉の仕事』『介護の仕事』(共編/朱鷺書房)

—児童福祉法改正の背景

制定後五〇年、児童福祉法は、時代の変化に合わせつつ小幅な修正は行いながらも、大幅な修正を行うことなく、子どもたちの福祉の向上に貢献してきた。しかしながら、近年、枝葉次元の小幅な修正では対応できないような新しい問題がいくつ表面化してきた。その結果、厚生省関係者をして、「児童福祉法制定後初めての大幅

な改正」と位置づけられる改正が行われることとなった。児童福祉法の改正には、大きく三つの背景があった。

(1) 少子高齢社会の到来
周知のようにわが国の高齢化は世界に例をみないスピードで進行しているが、それを加速させているのが合計特殊出生率(一生の間、女性が産む子どもの数)の低下に典型的にみられる少子化である。合計特殊出生率は、全国平均で

一・三台、都市部ではすでに二台となつてきている。厚生省の推計によると、日本の総人口は二〇〇七年の一億二八〇〇万人をピークに減少し始め、二〇五〇年には一億人となるとされている。一九八〇年代に入ると、社会福祉の流れの形成は、児童福祉領域から急速に高齢者保健福祉領域へとシフトしたが、その結果、児童福祉領域にかかる費用の縮減が一部で求められることになった。一方で、少子化への歯止めの施策も求められており、児童福祉は袋小路に追いやられていた。

(2) 国民のニーズと行っている
サービスとの間のズレ

貧困や単純な養護ケースなど子どもの保護的施策中心のサービスから、子どもの虐待や子育て不安などにみられるような、複雑なケースや親への支援が必要なケースが増加している。あるいは、不登校・ひきこもりなど、教育関係の歪みもたらず問題も多い。「個人が一生懸命努力すれば道が開ける」といった経済成長時の神話は、もはや多くの人にはむなしく聞こえるのみである。児童福祉法制定当時はあまり想定していなかった新しい問題への対処方法が、この改正には求められた。

(3) 国際動向

第三は、国際動向としての、児童の権利に関する条約の国連総会での採択(一九八九)と、わが国の批准(一九九四)および国際家族年(一九九四)である。児童の権利に関する条約は、子どもを保護の対象としてのみならず、意見表明権に代表される権利行使の主体として位置づけたところに特徴がある。保護を受ける権利から、自分のことを自分で守るあるいは

自分らしい生活をする権利である。従来の「ウエルフェア」という言葉に代えて、「ウエルビーイング」という言葉が普及したのも、これらの影響が大きい。児童福祉法の理念である「育成される」あるいは「愛護される」という受動的な存在としての子ども観の見直しも、一部の関係者の間では主張された。

—児童福祉法改正のポイント

社会福祉基礎構造改革を先取りする形で、児童福祉法は改正され一九九八年四月から施行された。関連通知を含む改正のポイント
①保育制度の見直し、②児童福祉施設の今日的対応、③児童相談所の機能強化、④地域における相談支援体制の強化、の大きく四点であった。

(1) 保育制度の見直し

保育所は最も国民の間に浸透している制度であり、今回の改正では、大きく変更が行われた。改正のポイントは、①措置制度から選択利用制にすることで、利用者の権利性を強化する、②利用の際の選択に資することおよび適正な運営の確保に資するため市町村に省令および通知に基づき情報提供・情報公開の義務を、保育所に同じく努力義務を課する、③保育料の負担方式を応能負担から、子どもの年齢などに応じた保育サービスの利用に基づき応益制を導入する(ただし、家計に与える影響を考慮すること)、④地域の人々の子育て相談に際して、⑤放課後児童健全育成事業を第二種社会福祉事業として位置づける、などである。

(2) 児童福祉施設の今日的対応

児童福祉法は戦後処理という課題をもって成立したために、戦災孤児やその家庭を施設等で保護することを目的とした部分が多くあった。施設保護から在宅福祉サービスの強化については、社会福祉関係八法改正の際に、障害児サービスを中心に行われたが、今回の改正では、保護的視点から自立支援の強化に力点が置かれた。具体的には、①児童養護施設、児童自立支援施設および母子生活支援施設などに、児童自立支援計画の策定を求めることとし、「児童自立支援ハンドブック」を刊行したこと、などである。

これと合わせて、施設名称に関連するものとして、①養護施設と虚弱児施設を統合して児童養護施設、②母子寮を母子生活支援施設、③教護院を児童自立支援施設としたこと、職種に関連するものとして、①保育を保育士に、②教護を児童自立支援専門員に、③教母を児童生活支援員とするともに女子規定を廃止したこと、④母子指導員の女子規定を廃止したこと、⑤児童厚生員を児童の遊びを指導する者に、などが行われた。

(3) 児童相談所の機能強化

子どもの虐待や子育て不安の広がりなどの親の問題、不登校や「キレル」子どもなど子どもの問題など、社会的支援の必要な家庭が増えている。法改正では、このような状況を受け、①児童相談所のケア計画に利用者が合意しない場合や、親と子の意見が食い違う場合など、児童相談所での援助が円滑に進みにくい場合に、児童福

祉審議会に専門部会等を受け、児童福祉施設への入所措置等をより専門的・客観的に実施する、②児童養護施設等に新たな児童福祉施設として児童家庭支援センターを併設するとともに、児童相談所と連携しながら、地域の相談支援活動にあたる、などが行われた。

(4) 地域における
相談支援体制の強化

児童相談所は専門性の高い機関であり、かつ広域のサービスを行っているため、一般性がやや低い。そこで、より住民に身近なレベルでの相談支援体制も強化された。たとえば、①前述の児童家庭支援センターの新設、②保育所における相談体制の強化(地域子育て支援センターの拡充)、③児童委員制度の強化、などである。

三 社会福祉基礎構造改革の方向

児童福祉法改正の背景にあった課題は、児童福祉分野に固有のものではなく、社会福祉全分野における課題でもあった。したがって、その後もこれらを解消するための取り組みが続いている。これを社会福祉基礎構造改革と呼ぶ。ここでは、次のような方向が明らかにされている。

(1) 措置制度から選択契約制へ

第一は、住民の申請に基づいて行政が利用の決定を行う措置制度を、利用者サービス提供者が利用できるだけ直接契約を行い、実際の利用に基づいて公費助成を行う仕組みに変えようとしていることである。措置制度は利用者の意向を反映しにくく、その結果、サービス提供者が利用者よりも、助成者

である行政の方を向いて仕事をす
る傾向があったことへの反省がこ
こにはある。サービス提供者中心
の制度から、利用者本意の制度へ
の転換である。保育所はすでに措
置制度が廃止となったが、高齢者
保健福祉サービスでは介護保険導
入に伴い同じく廃止となる。障害
者保健福祉領域でも同様の提案が
行われている。児童福祉施設でも
さらに、助産施設や母子生活支援
施設での措置制度の廃止が検討さ
れている。

(2) 窓口の市町村化

第二は、サービスの利用をでき
るだけ身近なところで行うことが
できるようにするため、できるだけ
市町村レベルに利用窓口を移行
することである。保育所はもとも
と市町村事業であったが、高齢者
サービス、身体障害者サービスが、
すでに都道府県から市町村事業に
なっている。今後さらに知的障害
者サービスや障害児福祉サービス
の一部がこのような方向をとるこ
とが提案されている。したがって、
主な福祉サービスについては、
生活保護行政が都道府県および市
(一部町村)、児童相談所業務が都
道府県および指定都市に残るだけ
で、多くは市町村レベルの業務と
なる。

(3) 計画的整備

第三は、このような計画にした
がって、サービスを量、種類およ
び質において整備することである。
高齢者領域のゴールドプラン、障
害者領域の障害者プラン、子ども
領域のエンゼルプランなど、福祉
サービスの計画が市町村で策定さ
れつつある。消費税は、このよう
なサービスの準備にその一部をあ
てることを目的としており、「福祉
目的税」と積極的に呼ぶべきであ
るといふ考えもある。サービス
の整備においては、住民の意向が
重要であり、計画は住民ニーズ調
査を基礎にして策定されるのが一
般的となっている。

(4) 供給主体の多様化

第四は、計画に基づくサービス
を実施するにあたって、従来の公
営の直営サービスや、社会福祉法
人によるサービスに加え、民間企
業や特定非営利活動(NPO)な
ども供給主体として期待されてい
るといふことである。福祉サービ
スの対象を拡大すれば、それだけ
サービスの量も必要となる。多様
なサービス展開のためには、当然
のことながら、供給主体の多様化
も求められることになる。介護保
険の領域が最も代表的であるが、
保育サービスの領域においても同
様である。〇一歳児のところ
集中する保育所入所待機児対策、
就労の多様化に伴う延長保育・夜
間保育・日祝日保育、保育ニーズ
の拡大に伴う保育所制度上は「保
育に欠けない」親子に対するサー
ビスなどの領域においては、とり
わけこのような期待が高い。

(5) 権利擁護の強化

第五は、利用者の権利擁護制度
の導入である。本来、福祉サービ
スそのものが利用者の権利擁護の
ために存在するものであるが、残
念ながら一部に、職員による虐待
や不正などがマスコミ等を通じて
報じられることもある。また、措
置制度を廃止して選択利用制や利
用契約制という新しい仕組みを導
入したために、それが十分理解で
きない住民が不利益を被ることも
考えられる。利用に際しての情報
提供、意志決定能力が低い人のた
めの共同決定(介護保険制度の介
護支援専門員制度などはこれにあ
たる)、地域福祉権利擁護制度、
サービス利用中の不服申立、サー
ビス供給機関への監査制度や第三
者機関による調査、地域社会への
情報公開・情報開示などが、これ
らに対応する仕組みである。

四 改正及び改革の振り返り

以上、児童福祉法改正およびそ
の後の社会福祉基礎構造改革の方
向を整理してきたが、そのことに
ついて、私自身はどのように受け
止めているのかを、最後に五つだ
け紹介しておきたい。なお、私自
身はこのような方向にはおおむね
肯定的であるが、それをよりよく
するための視点といった意味での
検討であることを付記しておく。

(1) 措置制度は権利侵害の制度か

措置制度から選択制への議論の
中で、措置制度は人権軽視の制度
であり、選択制は人権重視の制度
である旨の論調があったやに記憶
しているが、この点については異
論がある。措置制度も選択制も
もに基本的人権擁護の制度であ
る。周知のように、基本的人権は、
国際人権規約A規約にみられるよ
うな受動的な権利と、同B規約にみ
られるような能動的な権利という、
大きく二つの内容で構成される。

このような視点に立った時、措置
制度は主として前者の立場で人権
擁護をはかる制度であり、選択制
は後者の立場で人権擁護をはかる
制度であると考えられる。保育所
や高齢者福祉サービスなどは、保
護者や本人への選択補助制度を整
備すれば選択制の移行が可能と判
断されたというところであり、障害
者福祉サービスもこのような流れ

にある。一方、児童養護サービス
については、それがまだ不可能と
判断されたものと考えている。肝
心の障害児福祉サービスであるが、
このような考え方にのっとると、
非常に微妙なところがあり、措置
制度が適正とするなら、児童養護
サービスとは異なる論理での必要
性が明らかにされなければならな
いと感じている。

(2) 選択制は完全な制度か

選択制は利用者の能動的権利を
保障するには有効な制度であるが、
能動的権利を行使しにくい人々に
は、逆に、権利確保がおぼつか
ない状況となってしまう。したがっ
て、選択制や契約制のもとでは、
これを補完する制度がシステム化
される必要がある。たとえば、選
択に資するための情報提供、情報
処理能力が低い人のための情報処
理補助制度、意志決定能力が低い
人のための共同意志決定システム
契約内容の遂行の確保や見守りの
ための苦情処理や第三者評価制度
などである。これらについては、
基礎構造改革等の中でも明らかに
意識されており、情報提供・情報
開示制度の構築、ケアマネジャー
制度、地域福祉権利擁護事業、成
年後見制度、サービス評価基準、
第三者評価制度などが検討もしく
は実施が決定している。選択制に
おいては、本人にとって有効な周
辺システムの整備が急務である
ということになる。一方、措置制度
が継続する領域でも、その中で、
できるだけ能動的権利を保障する
システムや、評価等システムを導
入することが当然重要である。

(3) 利用者本意の利用者とは誰か

利用者の意向を尊重することは
当然必要である。ノーマライゼー
ション運動、ピープルファースト、
ウエルビーイング思想、さらには
子どもの権利条約、いずれにおい
ても共通しているのは、本人の意
思を尊重するということである。
選択制への移行は、ひとえにここ
に根拠を求めるものであった。理
念的にはこれは否定しがたいが、
実際の援助場面では、なかなかむ
ずかしい面がある。たとえば、介
護保険制度を考えた場合に、高齢
者と介護者の意向は必ずしも一致
しているとはいえない。高齢者
の意向を汲んで、在宅サービスを
中心にしたプログラムを組むと、
当然、家族との関係が複雑になる。
介護支援専門員が両者の意向を聴
いて調整するというところであるが、
簡単に調整できるようなものなら
ば、これだけ介護問題が複雑化す
ることはなかったはずである。子
どもの虐待という問題をとりえて
もそうである。虐待をする保護者
が、子どもの意向に容易に従うと
は思えないし、子ども自身も素直
に意思表示ができる場合のみとは
考えられない。両者の間に入った
福祉関係者は、おろおろするばか
りである。利用者は、個人なのか
介護者・保護者なのか、はたまた
集団としての家族なのか、この整
理は引き続き重要な課題である。

(4) 情報提供は何のため

市町村に情報提供の義務が、保
育所に情報提供及び相談の努力義
務が課せられることになった。一
般には、そのように受け止められ
ているが、児童福祉法の条文をみ
ると、情報提供の目的は、「利用者
の選択に資することおよび保育所
の運営の適正化の確保に資するこ
と」とある。前者は選択利用制と
の関係で至極当然のことであるが、
後者は必ずしも選択制とは結びつ
かない。基礎構造改革の一連の動
きをここに重ね合わせると、これ

は情報公開や情報開示に近い内容
を意味していることが理解である。
それどころか、その後の展開を含
めて考えると、情報提供よりも、
情報公開や情報開示が重視されて
いることは明らかである。これは、
行政の課題だけではなく、個々の
福祉現場にも求められる課題であ
る。

(5) 公的サービスとしての
責任を果たすために

情報公開・情報開示はなぜ必要
なのか。なぜそれが民間社会福祉
施設にも求められるのか。民間社
会福祉施設といえども、運営費の
ほとんどは公費による。税金で運
営される行政がその使途や事業内
容の公開・開示を求められるよう
に、公費で運営される社会福祉施
設もまたそれを求められることに
なる。近年ではこれをアカウンタ
ビリティ(説明責任)と呼んでい
る。社会福祉サービスは、公費で
行われる公益サービスであり、ア
カウンタビリティを果たすことは、
行政にかなり近いレベルで求めら
れることは当然のこととなる。加
えて、サービス内容の評価や第三
者機関による介入なども当然起こ
ってくる。これらは公的サービス
としての責任を果たす上で、すべ
での施設に求められることになる。
これを当然のことと受け止めると、
むしろ積極的に自己評価・自己点
検を日常から行うっていくことが大
切であることが意識できる。



実習生、研修生の受入状況

平成11年1月～12月

本園

〈診療部〉

大阪産業大学附属

歯科衛生士学院専門学校

5月10日～5月27日 3名

6月8日～6月30日 3名

8月23日～9月17日 2名

9月20日～10月15日 3名

10月18日～12月3日 2名

行岡医学技術専門学校歯科衛生科

大阪府立看護大学大学院

10月4日～11月31日 1名

〈訓練部〉

行岡リハビリテーション専門学校

5月31日～7月21日 1名

8月30日～10月20日 1名

京都大学医療技術短気大学部

5月31日～7月31日 1名

8月30日～10月20日 2名

大阪府立盲学校

5月31日～7月21日 1名

広島大学医学部保健学科

6月7日～7月30日 2名

吉備国際大学保健科学部

6月28日～8月7日 1名

中通リハビリテーション病院

7月19日～8月6日 1名

大阪府立看護大学

医療技術短期大学部

8月24日～10月6日 1名

8月30日～10月20日 1名

国立療養所近畿中央病院附属

リハビリテーション学院

8月24日～10月13日 2名

〈通園部〉

南海福祉専門学校

2月18日～3月1日 2名

常磐会短期大学

6月14日～6月26日 2名

10月18日～10月30日 2名

7月26日～8月6日 2名

11月30日～12月11日 1名

11月1日～11月13日 2名

12月13日～12月24日 2名

6月14日～6月26日 2名

あさしお園

大阪府立看護大学

医療技術短期大学部

4月13日～5月28日 1名

佛教大学(通信)

5月24日～6月11日 1名

(月・火・水・木・金の12日間)

広島大学医学部保健学科

6月7日～7月30日 1名

常磐会短期大学

6月14日～6月26日 1名

浪速短期大学

6月14日～6月26日 1名

大分リハビリテーション専門学校

8月23日～10月30日 1名

清恵会第二医療専門学校

8月30日～10月20日 1名

関西医療技術専門学校

9月13日～9月14日 2名

9月16日～9月17日 2名

阪奈中央

リハビリテーション専門学校

9月20日～9月24日 2名

城南女子短期大学

11月8日～11月20日 2名

神戸総合医療介護福祉専門学校

2月15日～2月19日 1名

神戸医療福祉専門学校

10月4日～10月22日 1名

大阪教育福祉専門学校

11月1日～11月13日 1名

日本福祉大学

11月8日～11月20日 1名

ゆうなぎ園

神戸総合医療介護福祉専門学校

2月15日～2月19日 1名

神戸医療福祉専門学校

10月4日～10月22日 1名

大阪教育福祉専門学校

11月1日～11月13日 1名

日本福祉大学

施設見学のみなさん

平成11年1月～12月

本園

大阪市教育研究会阿倍野支部

養護教育部

ボバース記念病院

大阪府済生会泉尾病院

伊勢市おおぞら児童園

宇都宮市グーハウス

国立療養所箱根病院附属

リハビリテーション学院

神戸医療生協協同歯科

大阪市中央児童相談所

大阪市立南田辺小学校

頌栄人門福祉専門学校

箕面市総合保健福祉センター

国立大阪病院附属看護助産学校

堺看護専門学校

浪速短期大学

川崎リハビリテーション学院

大阪府立看護大学医療技術短期

大学部

福井医療技術専門学校

高槻市立かしのき園

大阪府作業療法士会

三重県立城山養護学校

京都大学医療技術短期大学部

大阪市立保健専門学校

名古屋大学医療技術短期大学部

愛徳整肢園

国立療養所近畿中央病院附属

リハビリテーション学院

大阪市立田辺中学校

15名

3名

3名

1名

37名

11名

7名

5名

10名

1名

大阪成蹊短期大学

11月29日～12月3日 1名

京阪奈社会福祉専門学校

10名

守口市教育委員会

15名

愛知県立豊橋高等学校

1名

大阪知的障害者愛護協会通園部

25名

職員

大阪市立新森小路小学校

1名

岸和田市立城北小学校

2名

堺市立五箇荘東小学校

1名

吹田市立吹田南小学校

3名

鳥取県立積善学園

1名

寝屋川市立石津小学校

1名

河南町立中央保育所

3名

大阪市立矢田第四保育所

2名

和泉市立南松尾小学校

1名

岸和田市立朝陽小学校

1名

大阪府福祉人材センター

1名

毎日放送報道局

1名

八尾市立安中小学校

2名

高石市立北幼稚園

2名

神戸医療福祉専門学校

1名

大阪府肢体不自由者協会難聴児

31名

訓練泉北びんびん教室

15名

大阪府肢体不自由者協会難聴児

訓練泉北びんびん教室

15名

4名

2名

2名

施設整備状況

平成11年1月から12月までの法の施設整備は次のとおりです。

本園

女関自動扉修理

休養室畳替

通園保護者控室畳替

給配管替工事

受水槽・高置水槽清掃

吸引式ドレン高圧洗浄

吸引式電動機修理

北病棟巻上テント張替

工事

小学校便所水漏れ修理

冷却塔修理

床下蒸気配管替工事

吸引式冷温水機修理

厨房内塗装工事

中庭シャワー取付工事

通園プール用シャワー取付工事

厨房洗面器取付工事

低圧開閉器取替工事

医局雨漏補修工事

指導室内壁・窓枠塗装工事

指導室改修工事

駐車場門扉改修工事

あさしお園・ゆうなぎ園

厨房スチールドア取替工事

永年勤続表彰

例年どおり5月1日付で勤続20年・10年の表彰が行われ、表彰状と副賞の10万円が授与された。

受賞者は次の方々です。

《勤続20年》

・二井富士子(看護部)

・彦田 龍兵(訓練部)

・板谷 昭恵(訓練部)

《勤続10年》

・森 雅代(看護部)

・森口 恭子(看護部)

・衣巻 和代(あさしお)

・門田多恵子(ゆうなぎ)

・高田 弘子(ゆうなぎ)

園内研修会

平成11年度の園内研修会が次のとおり開催されました。

第33回

8月7日(土) (本園・分園合同)

「テーマ」

「防災について」

「地震の知識と対策」(ビデオ研修)

防火対策委員会

「福祉を取りまく現状と今後の方向」

講師 山懸文治氏

(講演内容は6頁、7頁に掲載しています。)

第34回

12月27日(月) (本園・分園合同)

「テーマ」

「重複障害児」

「難聴児の具体的指導について」

【概要】

難聴は聞こえないことが1次障害となる。そのため2次障害としてことばの発達の遅れや思考力などの発達の遅れが現われる。そして、3次障害として、相手や回りの話が聞こえなかったり理解できないことによる情緒不安定や集団の中で人間関係が不全となつて不適応を起すなどの社会性の問題となつて現われる。ゆうなぎ園ではそれらの問題を訓練や母親指導の中で1つ1つ解決できるように支援を行っている報告。

▽「知的障害をともしなう」

聴覚障害児の指導

—2症例を通して—

(ゆうなぎ園) 門田多恵子

当園で開催された

講習会及び研修会

《講習会》

★ボバース講習会

1月11日～3月5日

講師：西脇美佐子、彦田龍兵、茂原直子、辻薫、原義晴、板谷昭恵、西野紀子、海瀬一典、日浦真木子

★大阪府理学療法士会講習会

「脳性麻痺児の理学療法」

2月20日・21日

講師：西脇美佐子、彦田龍兵、板谷昭恵、西野紀子

★脳性麻痺児療育多職種講習会

7月11日・17日・18日・24日・25日

講師：彦田龍兵、海瀬一典、茂原直子、鶴田ゆかり、松本茂樹、濱田浩子

★日本理学療法士協会長期講習会

「脳性麻痺児の評価と理学療法の実際」

7月19日～24日

講師：大下舜治、西脇美佐子、彦田龍兵、板谷昭恵、西野紀子

★日本作業療法士協会生涯教育講座

「脳性麻痺児の作業療法」

11月1日～5日

講師：茂原直子、辻薫、原義晴

《研修会》

大阪市児童福祉施設連盟の障害児施設部会研修会

『ゆうなぎ園・南大阪療育園にて開催』

平成11年度第1回及び第3回の職員研修会を下記の如く当園にて開催した。

★第1回 ゆうなぎ園にて開催

〈日時〉11年7月6日(火)

〈内容〉施設と訓練見学と「難聴幼児の理解とその訓練方法」そして「重複障害の難聴児の訓練」についての講義が行なわれました。

〈参加者〉通園と入所の障害児施設関係者と児童相談所と保育所関係の方、計25名でした。質疑では、難聴やその発見方法と、訓練方法などについて活発に行われました。

★第2回 大阪市立姫島こども園

★第3回 南大阪療育園(通園部)

〈日時〉12年1月24日(月)

〈内容〉幼児の保育 一実践を通して—

①初めての集団生活への援助
通園システムと療育内容の理解

②年令別課題

こどもの遊びの紹介

保護者のこどもの状況理解への援助

〈参加者〉民生局、市中央児相、他8施設、計24名の参加があり、当園の通園科長によるビデオ、講話と活発に研修が行われた。医療相談室の協力により園内見学も実施した。

【概要】

今年4月から、重複障害をもつ難聴児2人を同一グループに編成し、週2回の割で訓練を行っている。1人は難聴+知的発達遅滞の重複障害。もう1人は難聴+情緒不安を示す重複障害を受けている。この2人を1つのグループとして訓練を始めるとお互いの行動や動作を刺激しあつて訓練に参加している。2人共ゆうなぎ園と保育所との並行通園をしている子どもである。同年齢の健聴児との交流により、興味や意欲をもたせ社会性を育てることに大きな影響を受けていると思われる。今回の事例で示す子どもは、難聴+情緒障害のEちゃんのケースを考察して報告。

▽「感覚過敏をもつ年少低緊張児の早期療育の効果」

—外来から通園移行での—

とくくみの実際—

(あさしお園) 成澤みどり

【概要】

今回感覚過敏と低緊張で、育児が非常に困難であった年少児を担当した。早朝から日常生活全般への援助を行ったことで、通園生活に適應し、自発的に人や物に働きかけるようになった経過を報告。

▽「交通事故後遺症児

Mちゃんへのアプローチ(通園部) 辻井 七重

【概要】

Mちゃんは、3歳1ヶ月の時に交通事故に遭い重度の障害をおいしました。私たちがとつて、中途障害の受傷児の療育経験は乳児期受傷がほとんどで、Mちゃんのように2歳児まで保育所で集団生活の経験がある受傷児は初めてでした。Mちゃんは、抱かれる事も苦痛であるかのように緊張を高め、身体を反り返し、苦しもうなうめき声さえもありません。このMちゃんが、卒園までの2年間を安全に少しでも快適に過ごせる事を目標に、保育士がどの様に関わっていかれば良いのかを、試行錯誤した経過を報告。

▽「コミュニケーション手段に偏りのある痙直型四肢麻痺児の理学療法」

【概要】

運動機能障害だけでなく、視覚機能障害や行動上の難しさがあり、治療場面の設定や治療反応の蓄積、日常生活への運動機能の定着が難しかった子どもに対し、視覚情報やセラピストとのコミュニケーションに配慮した治療を行うことで日常生活機能の改善が得られたので、理学療法での取り組みについて考察を加えて報告。

▽「重度精神発達遅滞をもつた重度痙直型四肢麻痺児への

—食事の自立と—

立位排尿への取り組み—

(看護部) 三宅 吉直

平成10年度2階病棟に入園し

【概要】

平成10年度2階病棟に入園し

ていた子どもの中に、重度の痙直型四肢麻痺で、精神年齢1歳未満という重度精神発達遅滞を合併した、重複障害児が、8名いた。

彼らは日常生活動作に関しては、ほとんど自分ですることができず、必ず介助を必要とした。また、言葉で意志を伝えることができない。

そういった彼らに対し病棟のスタッフが、日常生活を援助するうえで、どう関わりをもつかがいづも課題となる。

そこで、病棟と担当訓練士との間で、入園初期よりカンファレンスを行い、統一した関わりを行うことにより、日常生活動作の拡大という面で、成果があげられた1例の報告。

新入職員研修会開催

二十名受講

平成11年度4月1日採用者13名に加え、前年度中途採用者7名の20名を対象として、4月1日から3日まで新入職員の研修を開催した。

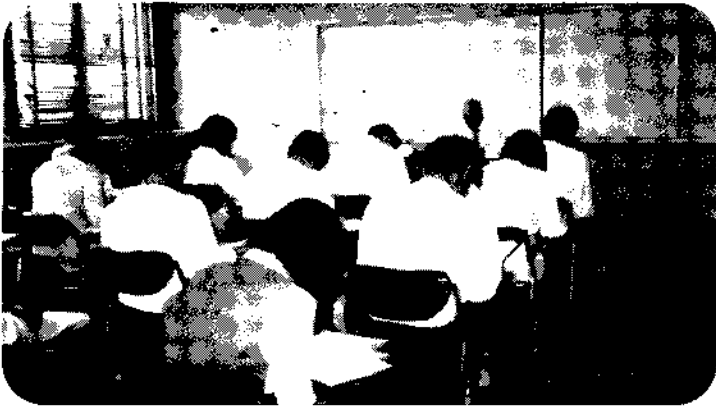
この研修の成果をそれぞれの部署で発揮されることを願っている。ここに感想文の一部を抜粋して紹介する。

▼今回研修を受講して、今までの学生生活と異なり、社会の一員として、さらには南大阪療育園という身体の一部として、責任を持った行動をとらなれないといけないことを自覚させられました。

▼4月1日、気分を新たに家を出てきました。入職式で辞令をいただき、先生方の講義を聞くにつれて社会人になったんだと感じました。これからは、組織人として、医療人として、訓練士として考えていかねばならないことが多く出てくると思いますが、この3日間の研修を無駄にしないよう、頑張っていきたいと思えます。

▼南大阪療育園の理念やシステムについては、以前から存じてはいましたが、今回の研修で改めてその肢体不自由児に対するきめ細かな配慮や献身的な姿勢に脱帽させられました。

受講風景



▼研修中によくできた「組織の一員であるという自覚」を一日も早く身につけて、今抱えている思いを、今後悩んだりつまづいたりした時に思いだして、初心を忘れないように務めたいと思えます。

▼療育園の概要や設立にあたっての経緯などを知ることができました。また、今回受講した研修内容を改めて自分なりに考え、今後の業務に生かしていきたいと思えます。

▼たくさんの人と出会い、耳を傾け、ひとつひとつの体験を糧にして視野を広げ、心を成

入職式における辞令交付



▼入職して数カ月、この研修を受け改めて入職した時の気持ちを思いだした。業務のいそがしさに流されることなく、新鮮な気持ちでこれからも児に接していきたい。

長らせていきたい。

平成11年度 社会福祉法人・愛徳福社会

新人職員研修プログラム

	4月1日(木)	4月2日(金)	4月3日(土)
9:00	入職式 ☆辞令交付 ☆園長挨拶 ☆新人職員自己紹介 ☆管理職紹介	社会人としての基本的なあり方と心構えについて	障害児と親子関係について
10:00	進行:事務部長 菅原幸治	(株)ジェフ 代表取締役社長 石内秀典氏	理事 西條正晴
10:20	受講者集合!	人権研修	オリエンテーション ・諸手続きについて ・就業規則説明 ・その他
11:00	肢体不自由児に対する医療	阿倍野公共職業安定所	総務課長 谷田 章
12:00	園長 大下謙治	昼食・休憩	ビデオ研修
12:30	昼食・休憩	防火の心得	13:00
13:30	新人職員の心得について	東住吉消防署予防課 消防司令 松林正芳氏	※研修会の会場 4/1 午前 会議室 4/1 午後以降 講義室
14:00	大阪府社会福祉協議会 大阪社会福祉施設経営相談室長 大久保才一氏	南大阪療育園のシステムについて	
15:00	社会福祉法人 愛徳福社会の療育理念	診療部長 美延 幸保 看護部長 溝口 幸枝 訓練部長 西脇美佐子 通園科長 水野 紀代 医療相談室主任 茂原 俊雄	
16:00	理事長 梶浦一郎		
17:00			

▼新人職員研修を受講し、自分なりにこれからの仕事に対する気持ちの持ち方や目標、課題を持つことができた。これから、もっと自分が大きな役割を果たせるよう頑張りたいと思う。

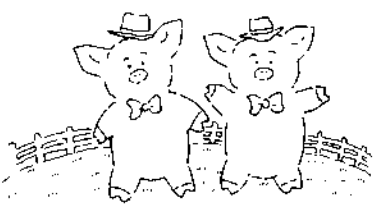
「防火の心得」の実技研修



▼「医療と福祉」という現場に立つ事の難しさを改めて感じながら、たくさんの先輩方や子ども達、子ども達の御両親と共に、色々な事を教わり、勉強していきたい。少しずつでも自分を成長させられるよう努力していくことを心に決め、1日でも早く園の雰囲気になじめれば、と思えます。

▼短い時間の研修ではありましたが、いろいろな事を感じる事が出来ました。仕事上で子ども達に接する事も多く、最初は正直なところ戸惑いもありました。日々深く考えていかなかった障害者という言葉、身近に見る障害者を持った子ども達、親近者の方々のいろいろな悩みなど、ほんのわずかではあります。ふれた様な気がしました。今まで私の知らなかった事を多く感じております。これからも多くの事を学び、体験していきたいと思えます。

▼3日間の研修を終え、園のシステム、療育理念、さらには社会人としての心構え等を自分なりに把握する事ができた。が、児や母親、スタッフの方との信頼関係が成り立たなければどうしよう、皆についていけないのだろうか、と新たな不安も生まれた。多様な人間関係を自己成長につなげ、誰かにお返しできればよいなと考える事もできた。



職員慰安会

平成11年度の慰安会は、南大阪療育園とあさしお園・ゆうなぎ園とが別々に企画し、実施した。

◆南大阪療育園

カプリッチョ・ダ・アモーレ!

そうです。今年はイタリア料理に挑戦してみました。11月27日(土)と12月4日(土)の2回実施し、107名に参加していただきました。

イタリア料理とは言うものの、何となくフランス料理のコースに似たところもありましたが、ラザニヤ・カルパッチョ・ワインで気分も“イタリア〜ノ!”

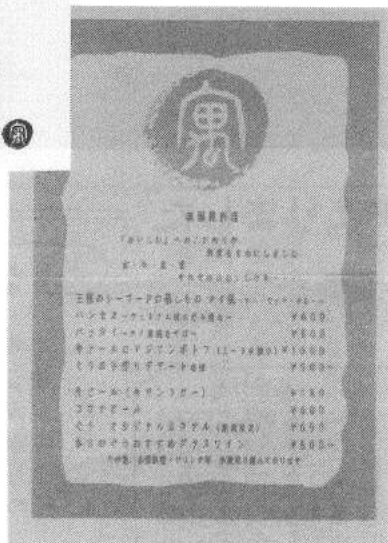


◆あさしお園・ゆうなぎ園

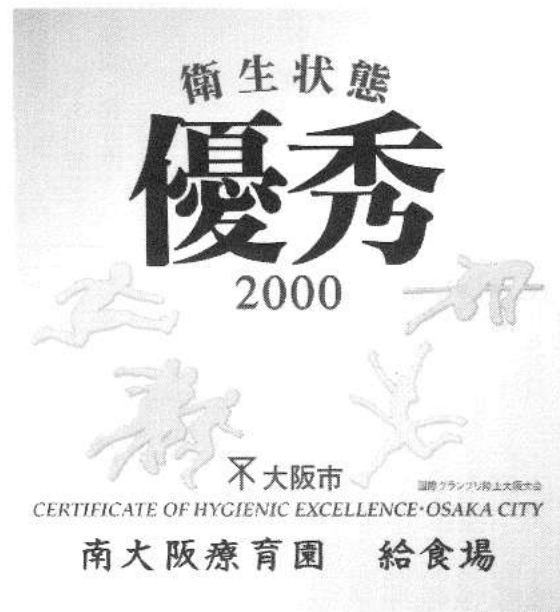
今年度は、あさしお園・ゆうなぎ園合同で、天王寺にある無国籍食堂「ぐう」の2階を貸し切り、33名で楽しんできました。

無国籍料理とあって、ベトナム風、タイ風、ニャチャン風と、いろいろな国の味を堪能しました。

最後は恒例のゲーム大会。皆、景品をもらってニコリでした。



優秀標受ける



大阪市は、毎年衛生状態の優秀な給食施設等へ優秀標の贈呈を行っている。
今回も当園では、食品衛生部門で平成12年の優秀標の贈呈を北区中之島のフェスティバルホールで受けた。市内では12万5千施設のうち4千6百施設が贈呈を受け、贈呈率は3・7%であった。
当園では、昭和48年より贈呈を受けている。給食部門職員の平素からの努力がうかがえます。今後とも給食部門一同これを励みに調理室等の衛生状態に充分注意するとともに、毎日の業務に頑張ってください。

園内行事

平成11年1月～12月

看護部

《病棟》

- ▼ 3月25日 焼きいも大会
- ▼ 6月7日 食事会
- ▼ 中庭で「焼肉まつり」開催
- ▼ 8月6日 夏祭り
- ▼ 8月23日 ホットケーキ作り
- ▼ 10月2日 運動会
- ▼ 11月6日 遠足
- 長居公園植物園・自然史博物館へ、おやつとお弁当をもって出発。
- お天気にもめぐまれ、楽しいひとときでした。
- ▼ 12月11日 生活発表会
- ▼ 12月23・24日 クリスマス会



運動会

◆ 天気にも恵まれ、競技・演技・応援合戦と白熱した運動会でした。



夏祭り

◆ 職員も子供達も一緒にたって、盆おどりや夜店と楽しい時間をすごしました。

《病棟保育》

- ▼ 1月23日 保育参観
- ▼ 1月30日 保育参観
- ▼ 3月13日 卒園式
- ▼ 5月22日 保育参観
- ▼ 10月23日 保育参観
- ▼ 10月30日 保育参観

通園部

- ▼ 1月15日 父親参観・講座
- ▼ 3月26日 卒園式
- ▼ 4月1日 説明会
- ▼ 4月2日 入園式
- ▼ 5月12日 春の遠足 (狭山遊園)

あさしお園



◆ 秋の遠足 ◆ アミティ舞州

- ▼ 1月30日 もちつき大会
- ▼ 3月23日 卒園式・お別れ会
- ▼ 4月2日 入園式
- ▼ 5月14日 春の遠足 (狭山遊園)
- ▼ 7月24日 夏まつり
- ▼ 8月24日 南港プール (年中・年長組対象)
- ▼ 9月5日 一日療育体験 (年中・年長組対象)
- ▼ 9月13日 秋の遠足 (アミティ舞州)
- ▼ 9月18日 父親保育参観 (年少組対象)
- ▼ 10月24日 運動会 (田中小学校)
- ▼ 12月11日 生活発表会
- ▼ 12月24日 クリスマス会

ゆうなぎ園

- ▼ 1月11日 たこあげ大会
- ▼ 1月30日 もちつき大会
- ▼ 2月12日 ゆきあそび
- ▼ 3月24日 卒園式
- ▼ 4月3日 入園式
- ▼ 4月26日 春の遠足
- ▼ 5月29日 幼稚園・保育所 交流会 (いちご狩り)
- ▼ 6月6日 親子の集い (ゲーム大会 両親教室)
- ▼ 6月24日 港めぐり
- ▼ 7月4日 日曜参観 (3・5歳児)
- ▼ 9月4・5日 合宿 (羽衣 青少年センター)
- ▼ 10月16日 運動会
- ▼ 10月31日 日曜参観 (4歳児)
- ▼ 11月5日 秋の遠足 (生駒山)
- ▼ 11月13日 合同保育 (クッキー作り)
- ▼ 12月10日 クリスマス会
- ▼ 12月19日 生活発表会



◆ 合同保育 ◆

手話通訳

- ▼ 1月7日 ろうあ会館 4名
- ▼ 3月15日 " " 4名
- ▼ 4月6日 " " 2名
- ▼ 4月7日 " " 2名
- ▼ 5月6日 " " 2名
- ▼ 6月6日 " " 2名
- ▼ 6月8日 " " 2名
- ▼ 7月12日 " " 3名
- ▼ 8月2日 " " 2名
- ▼ 10月28日 " " 2名
- ▼ 11月31日 " " 2名
- ▼ 12月21日 " " 2名
- ▼ 12月22日 " " 2名

平成12年度の休日が決まりました

本園

- 春の休日：4月29日(土・祝)午後～5月7日(日)
※ 4/29(土・祝)は5/2(火)を振替え、午前勤務(1時迄)午後一斉週休(4月分)とする。
※ 5/1(月)は園の創立記念日。
※ 5/6(土)は一斉週休(5月分)とする。
- 夏の休日：8月13日(日)～20日(日)
- 年末年始の休日：12月29日(金)～1月3日(水)

4. その他の休日：次表により振替え、他は暦どおりとする。

振替出勤日	振替休日
7月20日(木)海の日	→ 7月17日(月)
9月15日(金)敬老の日	→ 9月11日(月)
11月3日(金)文化の日	→ 10月30日(月)
11月23日(木)勤労感謝の日	→ 11月20日(月)
3月20日(火)春分日	→ 3月19日(月)

あさしお園・ゆうなぎ園

- 春の休日：暦どおりとする。
※ 5/1(月)は園の創立記念日。
- 夏の休日：8月13日(日)～20日(日)
- 年末年始の休日：12月29日(金)～1月3日(水)
- その他の休日：暦どおりとする。